

三島地域水防災連絡協議会規約（案）

(名称)

第1条 本協議会の名称は、三島地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「三島地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、~~津波、高潮又は土砂災害~~などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

2 前項の「三島地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組織)

第3条 協議会は、「三島地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。

3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを新設することができるものとする。

4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 「三島地域」における防災・減災対策の取組に関する事
- (2) 各市町村間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市町村の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 地域に関する雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の(1)(2)(3)(4)の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「三島地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第10条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第11条 事務局は、大阪府茨木土木事務所が行う。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成29年12月25日から実施する。

この規約は、令和元年5月20日から実施する。

(別表1)

(自治体)
大阪府知事
<u>大阪市長</u>
吹田市長
高槻市長
茨木市長
摂津市長
島本町長
(自治体関係)
大阪府茨木土木事務所長
大阪府西大阪治水事務所長
安威川ダム建設事務所長
三島地域 地域防災監
大阪府北部流域下水道事務所長
大阪府北部農と緑の総合事務所長
大阪府吹田保健所長
大阪府茨木保健所長
高槻市保健所長
(国関係)
淀川河川事務所長
大阪管区气象台長
(水防事務組合)
淀川右岸水防事務組合 事務局長
(消防機関)
吹田市消防本部消防長
高槻市消防本部消防長
茨木市消防本部消防長
摂津市消防本部消防長
島本町消防本部消防長
(警察機関)
大阪府吹田警察署長
大阪府高槻警察署長
大阪府茨木警察署長
大阪府摂津警察署長
(ライフライン事業者)
関西電力株式会社 <u>高槻配電営業所長ネットワーク技術センター所長</u>
西日本電信電話株式会社 大阪支店設備部長
大阪ガス株式会社 <u>導管事業部ネットワークカンパニー</u> 北東部導管部緊急保安チームマネージャー
大阪広域水道企業団 北部水道事業所長
(運輸事業者)
西日本高速道路株式会社 大阪高速道路事務所長
西日本高速道路株式会社 京都高速道路事務所長
西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部工務次長
阪急電鉄株式会社 技術部長
大阪高速鉄道株式会社 技術部長
京阪バス株式会社高槻営業所長
阪急バス株式会社茨木営業所長
近鉄バス株式会社鳥飼営業所長
高槻市営バス (高槻市交通部長)

(別表2)

(自治体関係)

三島地域 地域防災監
大阪府茨木土木事務所建設課長
大阪府西大阪治水事務所防災対策課長
大阪府都市整備部事業管理室 事業企画課 参事
大阪府都市整備部河川室 河川整備課 参事
大阪市危機管理室防災計画担当課長
大阪市東淀川区役所安全安心企画担当課長

吹田市危機管理監
吹田市下水道部長
高槻市危機管理監
高槻市都市創造部長
茨木市危機管理監
茨木市建設部長
摂津市総務部長
摂津市建設部長
島本町総務部長
島本町都市創造部長

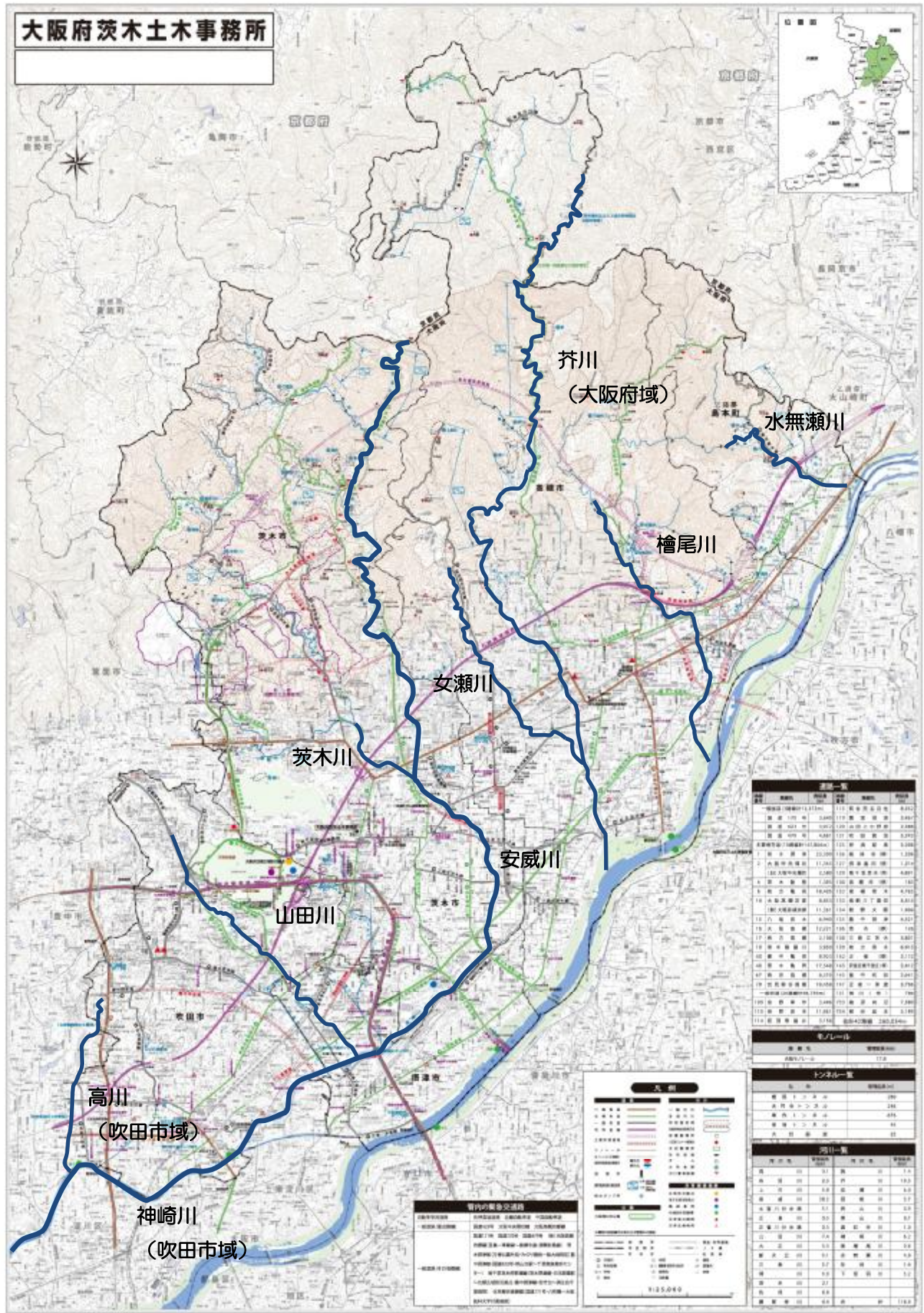
(国関係)

淀川河川事務所 地域防災調整官
大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官

(水防事務組合)

淀川右岸水防事務組合 総務課長

(別図)



「三島地域」の洪水予報河川、水位周知河川以外の府管理河川、土砂災害区域を含む。

令和元年度三島地域水防災連絡協議会 行政WG 議事概要

■日時 : 令和元年5月10日(金) 10:00~11:45

■場所 : 三島府民センター 4階 第1会議室

■構成機関 : 別紙出席者名簿

■議事内容

- (1) 協議事項 水防災連絡協議会 規約改正について
- (2) 報告事項 概ね5年間で実施する具体的な取組状況について
- (3) 協議事項 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改正について
- (4) 意見交換 河川砂防施設の整備及び維持管理について
- (5) 報告事項 平成31年度 大阪府水防計画の改正について
- (6) 情報提供 気象庁の動き
大阪府強靱化地域計画について

■開催状況



■説明概要

- (1) 協議事項 水防災連絡協議会 規約改正について
 - 別表1 構成員に大阪市長の追加及び一部構成員の組織改正に伴う改正。
 - 別表2 行政WG構成員に大阪市担当部局を追加。
 - 文言見直しによる修正。
 - ☆摂津市より津波、高潮の文言を削除とあるが、摂津市には一部高潮の影響範囲があるが、この洪水には高潮も含まれると考えてよいか。
→含まれるものと考えてください。
- (2) 報告事項 概ね5年間で実施する具体的な取組状況について
 - H30年度末進捗状況について説明。
 - ☆大阪市のデータを反映していない。
→H30年度のデータのため、大阪市については構成員になっていないためデータは含めていない。今年度より反映させていきます。
 - 要配慮者利用施設の避難確保計画策定状況について説明。
大阪府全体のデータの集計ができていないためデータはH29年度末。
ただし、三島地域についてはH30年度末に更新しているが、速報版のためデータは変わることもある。
- (3) 協議事項 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改正について
 - 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改正について河川室より説明
 - 三島地域の防災・減災に係る取組方針改正案を説明。
 - 概ね5年間で実施する具体的な取組改正案を説明。
 - ☆大阪市の取組内容について精査したい。

- (4) 意見交換 河川砂防施設の整備及び維持管理について
- 平成31年度事業予定箇所の説明。
 - ☆高槻市より危機管理型水位計の設置はすべて完了したのか。
 - 境川、箕川、東山川については設置済。
 - 西山川については設置時期未定。
 - 河川特性マップの説明。
 - おおさかタイムライン防災プロジェクトについて河川室より説明。
 - 想定最大規模降雨の浸水想定区域図作成のスケジュールについて説明。
 - ☆島本町より浸水想定区域図の公表予定はいつ頃か。
 - 早くても年内、遅くても年度内を予定。
 - ☆茨木市より現在作成している浸水想定区域図は安威川ダムが完成した後の状態が反映されているのか。
 - 反映されていません。ただし完成後には再度作業予定。
 - 大阪府河川防災情報のリニューアルについて説明。
 - 平成30年度河川施設点検結果について説明。
- (5) 報告事項 平成31年度 大阪府水防計画の改正について
- 平成31年度改正点について河川室より説明。
- (6) 情報提供 気象庁の動き
- 大阪府強靱化地域計画について
- 気象庁の動きについて気象庁より説明。
 - ☆茨木市より土砂災害の危険度メッシュが1Kmに高解像度化されると聞いたが、大阪府の土砂災害システムのものとは同じものになるのか。
 - 同じものになります。
 - 大阪府強靱化地域計画について企画室より説明。
- (7) その他質疑応答
- 島本町より市町の取組紹介について、該当がない場合でも紹介は必要か。
 - 強制ではないので、取組があれば紹介していただきたい。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱	主な取組内容	これまでの進捗状況
事項		
具体的な取組		
（1）円滑かつ迅速な避難のための取組		
① 情報伝達、避難計画等に関する事項		
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年6月から神崎川、安威川、茨木川、山田川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川のホットラインを実施 ・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す 	神崎川、安威川、茨木川、山田川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川のホットライン構築済み
土砂災害警戒情報の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームページの更新を実施する。 	2018年2月に実施済み
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年6月から土砂災害警戒区域等に指定されている吹田市、高槻市、茨木市、島本町とホットラインを実施 	3市1町とホットライン構築済み
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【広域】	<p>【多機関連携型タイムラインの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域（複数の市町に跨る流域）の多機関連携型タイムラインの検討、作成を行う。 	2018年に広域タイムライン策定のための手引きを作成済み
	<p>【タイムラインの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風水害訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練を通して、必要に応じ避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。 	島本町において、風水害夜間避難訓練を実施。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容	これまでの進捗状況
事項	具体的な取組		
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【市域・町域】	【避難勧告型タイムラインの作成】	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年6月に府、市町の行政間で構築した神崎川、安威川、茨木川、山田川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川のタイムラインを作成済み ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す 	神崎川、安威川、茨木川、山田川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川の避難勧告型タイムライン構築済み
	【多機関連携型タイムラインの作成】	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関連携型タイムラインの検討、作成を行う。 	島本町において、多機関連携型タイムラインの作成に着手。
	【避難勧告型タイムラインの活用】	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害訓練等を実施し、必要に応じ避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。 	摂津市において作成済
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ単位でのタイムラインの検討、作成を行う。 	摂津市の39自治会において作成済
	【タイムラインの活用】	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する。 	摂津市の1自治会において作成済

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容	これまでの進捗状況
事項	具体的な取組		
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【市域・町域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 ・土砂災害警戒区域等に指定されている吹田市、高槻市、茨木市、島本町においてタイムライン作成済み。	土砂災害の避難勧告型タイムライン作成済み	
	【多機関連携型タイムラインの作成】 ・多機関連携型タイムラインの作成、検討を行う。	島本町において、風水害タイムラインの作成に着手。	
	【避難勧告型タイムラインの活用】 ・土砂災害対応タイムラインも活用した避難訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。	島本町において、風水害タイムラインの作成の過程で検討。	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 ・コミュニティ単位でのタイムラインの検討、作成を行う。	高槻市において、5地区作成済、1地区着手。	
	【タイムラインの活用】 ・コミュニティタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する。	未着手	
水害危険性の周知促進	【水位周知河川の拡大】 ・水位周知河川の拡大について検討する。	未着手	

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容	これまでの進捗状況
事項	具体的な取組		
	ICTを活用した洪水情報の提供		
	隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う	隣接市町との応援協定等を一部締結済。
	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害・土砂災害）	【避難確保計画の策定】 ・地域防災計画への位置づけ。 ・地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設に対して、 2021 年度までの避難確保計画策定と訓練実施への周知や支援、進捗管理を行う。	地域防災計画へ位置づけ済、一部施設では避難確保計画作成及び訓練実施済。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容	これまでの進捗状況
事項			
具体的な取組			
② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度までに神崎川、安威川、茨木川、山田川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川で想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う。 ・その他河川についても、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成と併せて、本府独自で公表する洪水リスク表示図の更新、公表を行う。 	神崎川、安威川、茨木川、山田川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川で浸水想定区域図を作成中	
基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査巡視目が完了し、2017年度より2巡目の調査に着手、前回からの地形変化について調査を実施し、変化が認められれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う。 ・調査は概ね5年に1度実施する。 	3市1町（吹田市、茨木市、高槻市、島本町）で地形調査を実施している	
水害ハザードマップの改良、周知、活用	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図（当面は神崎川、安威川、茨木川、山田川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川）が作成された場合は、市町において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。 ・各市町の浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討したうえで実施。 	浸水想定区域図が作成されたところより、順次ハザードマップを作成中。	

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容	これまでの進捗状況
事項	具体的な取組		
	浸水実績等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町において速やかに住民等に周知。 	ハザードマップ等の配布により周知。
	水害の記録の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の水害の記録（アーカイブ）を整理し、ホームページ等で公表 	吹田市、高槻市、摂津市、島本町で展示会をした
	防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教育員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化 ・出前講座などによる防災教育の推進 	市町の小学校で出前講座を実施、また、地域内大学等で出前講座も実施
	危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等を活用し、危機管理型水位計・カメラの設置について検討・調整し、順次整備を実施。 ・協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認。 	東山川、箕川、境川に危機管理型水位計を設置した

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容	これまでの進捗状況
事項	具体的な取組		
	河川防災ステーションの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会において、芥川防災ステーションの活用実績を共有し、今後の防災ステーションの整備について意見交換を行う。 ・芥川防災ステーションにおける課題を整理し、その解決に向けた検討を行う。 	現地調査・意見交換会
	システムを活用した情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、市町の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成。 	各市町が実施した効果的な取り組み事例を大阪府のホームページに公開
	地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市町は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、2020年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する。 	各市概ね作成済及び一部情報更新の検討、島本町においては未作成だが、自主防災会で砂防施設見学を実施。
（2）的確な水防活動のための取組			
①水防体制の強化に関する事項			
	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・特に重要な水防区域、重要水防区域について協議会で確認 ・河川管理者と関係者による河川巡視点検の実施 ・水防資機材については、河川管理者、水防管理者で備蓄状況等を確認 	河川巡視点検を実施、水防資器材の備蓄状況を確認。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容	これまでの進捗状況
事項	具体的な取組		
	水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	・協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する。	水防団員募集等のポスターを掲示。
	水防訓練の充実	・淀川水防演習、水防事務組合による水防演習、市町の水防演習について、より実践的な訓練となるよう、訓練内容を検討する。	風水害訓練を実施 2018年に淀川右岸にて、大阪府地域防災総合演習を実施
	水防団間での連携、協力に関する検討	・大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間の連携を図る。	茨木市において多機関連携型タイムラインの作成中
②市町庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項			
	市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・市町への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施 ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討	高槻市、摂津市、島本町において、医療機関等との連絡体制を構築。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容	これまでの進捗状況
事項	具体的な取組		
	市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）		
（3） 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組			
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組			
	排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成 ・排水計画の実施 	未検討または今後検討。
	浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町に提供 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供 ・市町が浸水被害軽減地区の指定を検討、実施 ・他事例の情報収集、共有 	未検討または今後検討。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容	これまでの進捗状況
事項	具体的な取組		
	流域全体での取組み	<ul style="list-style-type: none"> 既存ストック（調節池等）を活用した治水対策を推進する。 ため池の治水活用の推進 	大正川流域におけるため池を活用した治水対策の検討のために実行組合、市等関係者間で覚書を締結した
（４）河川管理施設の整備等に関する事項			
河川管理施設の整備等に関する事項			
	河川砂防施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画（今後30年）、中期計画（当面10年）に基づき、順次河川整備を推進する。 土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度により対策箇所の重点化を図り整備を進める。 河川特性マップの周知及び共有 河川特性マップをふまえた河川施設の維持管理（施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等）の実施内容について協議会で共有 	東檜尾川のⅠ期区間の概成、奈佐原地区の急傾斜対策の整備を推進した 河川特性マップや維持管理内容を市町と共有し、芥川、檜尾川の堆積土砂撤去を推進した
	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	<ul style="list-style-type: none"> 現行整備内容（余裕高部、パラペット、天端部の補強等）を協議会で共有 危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討し実施する。 	芥川における堤防補強及び嵩上げにより危機管理型ハード整備を実施した

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容	これまでの進捗状況
事項	具体的な取組		
	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・洪水浸水リスクの高い地域において、水門等の自動化・遠隔操作可を優先的に整備する対象施設を抽出する。	茨木市において、自動化している水門の運用体制を抽出。
	施設管理の高度化の検討	【施設管理におけるドローンの活用】 ・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する。	安威川の河川管理台帳の測量に航空写真測量を活用した
（5） 減災・防災に関する国の支援			
減災・防災に関する国の支援			
	水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・交付対象事業の周知	防災・安全交付金の効果促進事業にてハザードマップ作成等可能
	適切な土地利用の促進	・リスク表示図の公表を実施。 ・関係機関（市町村開発窓口へのリスク図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）への水害リスクの周知 ・開発申請者などへのリスクの周知	開発申請者等に水害リスクを周知。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容	これまでの進捗状況
事項	具体的な取組		
	災害時及び災害復旧に対する支援		
	災害情報の地方公共団体との共有体制強化	統合災害情報システム（Dimaps）の利用促進に向けた国との調整。	統合災害情報システム（Dimaps）の活用に向け、国からの依頼に基づき、活用状況調査を実施
	補助制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市町は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する。 	高槻市、茨木市、島本町において、補助制度要綱の作成及び補助制度の活用を広報、HP等で周知。

三島地域の防災・減災に係る取組方針 (案)

平成30年5月24日策定

令和元年5月20日改定

三島地域水防災連絡協議会

○はじめに

平成**27**年**9**月の関東・東北豪雨災害により鬼怒川の堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水や、平成**28**年**8**月の台風第**10**号では岩手県管理河川の小本川が氾濫し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

平成**29**年**6**月施行の水防法等の一部改正では、このような状況を踏まえ、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講ずることとしている。

国土交通省は、平成**29**年**6**月**20**日に緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね**5**年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方等について、緊急行動計画をとりまとめた。都道府県においては、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめることとした。

大阪府では、府内**8**ブロックの既存協議会を水防法に位置づけられた地域毎の大規模氾濫減災協議会機能を付加した水防災連絡協議会に改組し、洪水、高潮、土砂災害等による防災・減災対策を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資するようにした。

本協議会では、上記水防法改正を踏まえたうえで、地域の特徴や平成**22**年**6**月策定の「今後の治水対策の進め方」の人命を守ることを最優先とする基本的な理念に基づき、「逃げる・凌ぐ・防ぐ」ことを主眼においた防災・減災に係る取組方針を策定した。

また、平成**30**年**12**月**13**日に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申されたことを踏まえ、緊急行動計画を改定して、より一層、充実・加速化を図ります。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成 29 年 1 月）」等を踏まえた緊急対策～

平成 29 年 6 月 20 日

国 土 交 通 省

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを国管理河川を中心に進めてきた。

このような中、平成 28 年 8 月、台風 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正を行うなどの各種取組を進めているところである。

今般、両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年（平成 33 年度）で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として緊急行動計画をとりまとめた。

今後、国土交通省としては、本計画を踏まえ、都道府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方(平成29年1月)」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。(社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」(答申),平成27年12月)
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。(社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(答申),平成29年1月)

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年(平成33年度)で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

(1) 水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・水害対応タイムラインの作成促進: 国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
- ・要配慮者利用施設における避難確保: 平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等 (他4項目)

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・浸水実績等の周知: 平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
- ・防災教育の促進: 平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等 (他2項目)

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計: 国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
- ・危機管理型ハード対策: 国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備 (他1項目)

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援: 防災・安全交付金による支援
- ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援: 平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等 (他3項目)

(3) 的確な水防活動のための取組

① 水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検: 毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実: 水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等 (他2項目)

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達: 各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実: 耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善: 平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定: 浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

(5) 河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備: 国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進: 「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等 (他3項目)

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
- ・水害リスクを適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究
- ・流木による流下障害対策や土砂流出による河床変動を把握するための研究
- ・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価のうえ治水計画の見直しに関する検討 等

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(主な取組)

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 国・都道府県管理河川共通

水防法に基づく協議会の設置

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年出水期までに、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、水防法に基づく協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確認し、減災対策を充実	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づく協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施	協議会の取組内容等についてホームページ等で公表	



協議会の開催状況

<協議会での取組事項>

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整 等

水害対応タイムラインの作成促進

- 平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了(平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し)
- 平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬までに国管理河川の全ての沿川市町村で避難勧告着目型の水害対応タイムラインを作成	毎年、出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映			
平成29年度中に洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で、対象となる市町村を検討・調整	協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成			

水害危険性の周知促進

- 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」をとりまとめ
- 平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」をとりまとめ	平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川と合わせ、約2,500河川で水害危険性を周知)			

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

- 平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
- 平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月までに ・要配慮者利用施設管理者向け計画作成手順引きの充実 ・市町村等向け点検用マニュアル作成 ・要配慮者利用施設向け説明会の開催				
平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岩手県、岡山県、兵庫県、モデル施設において避難確保計画を検討・作成。とりまとめた知見については協議会等の場で共有。	平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施	避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有		

防災教育の促進

- 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- 平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施	平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、平成30年度末までに、防災教育に関する指導計画を作成できるよう支援				
	国の支援により作成された指導計画を都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有				
〔学習指導要領改訂 平成29年3月31日〕	〔平成29年3月31日に改訂された学習指導要領の周知・徹底・移行期間〕				〔平成29年3月31日に改訂された学習指導要領の全面実施〕

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアリティーのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

(3) 被害軽減の取組

① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所等の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

三島地域水防災連絡協議会規約（案）

(名称)

第1条 本協議会の名称は、三島地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「三島地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、~~津波、高潮又は~~土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

2 前項の「三島地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組織)

第3条 協議会は、「三島地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。

3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを新設することができるものとする。

4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 「三島地域」における防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市町村間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市町村の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 地域に関する雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の(1)(2)(3)(4)の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「三島地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第10条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第11条 事務局は、大阪府茨木土木事務所が行う。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成29年12月25日から実施する。

この規約は、令和元年5月20日から実施する。

(別表1)

(自治体)
大阪府知事
<u>大阪市長</u>
吹田市長
高槻市長
茨木市長
摂津市長
島本町長
(自治体関係)
大阪府茨木土木事務所長
大阪府西大阪治水事務所長
安威川ダム建設事務所長
三島地域 地域防災監
大阪府北部流域下水道事務所長
大阪府北部農と緑の総合事務所長
大阪府吹田保健所長
大阪府茨木保健所長
高槻市保健所長
(国関係)
淀川河川事務所長
大阪管区气象台長
(水防事務組合)
淀川右岸水防事務組合 事務局長
(消防機関)
吹田市消防本部消防長
高槻市消防本部消防長
茨木市消防本部消防長
摂津市消防本部消防長
島本町消防本部消防長
(警察機関)
大阪府吹田警察署長
大阪府高槻警察署長
大阪府茨木警察署長
大阪府摂津警察署長
(ライフライン事業者)
関西電力株式会社 <u>高槻配電営業所長ネットワーク技術センター所長</u>
西日本電信電話株式会社 大阪支店設備部長
大阪ガス株式会社 <u>導管事業部ネットワークカンパニー</u> 北東部導管部緊急保安チームマネージャー
大阪広域水道企業団 北部水道事業所長
(運輸事業者)
西日本高速道路株式会社 大阪高速道路事務所長
西日本高速道路株式会社 京都高速道路事務所長
西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部工務次長
阪急電鉄株式会社 技術部長
大阪高速鉄道株式会社 技術部長
京阪バス株式会社高槻営業所長
阪急バス株式会社茨木営業所長
近鉄バス株式会社鳥飼営業所長
高槻市営バス (高槻市交通部長)

(別表2)

(自治体関係)

三島地域 地域防災監
大阪府茨木土木事務所建設課長
大阪府西大阪治水事務所防災対策課長
大阪府都市整備部事業管理室 事業企画課 参事
大阪府都市整備部河川室 河川整備課 参事
大阪市危機管理室防災計画担当課長
大阪市東淀川区役所安全安心企画担当課長

吹田市危機管理監
吹田市下水道部長
高槻市危機管理監
高槻市都市創造部長
茨木市危機管理監
茨木市建設部長
摂津市総務部長
摂津市建設部長
島本町総務部長
島本町都市創造部長

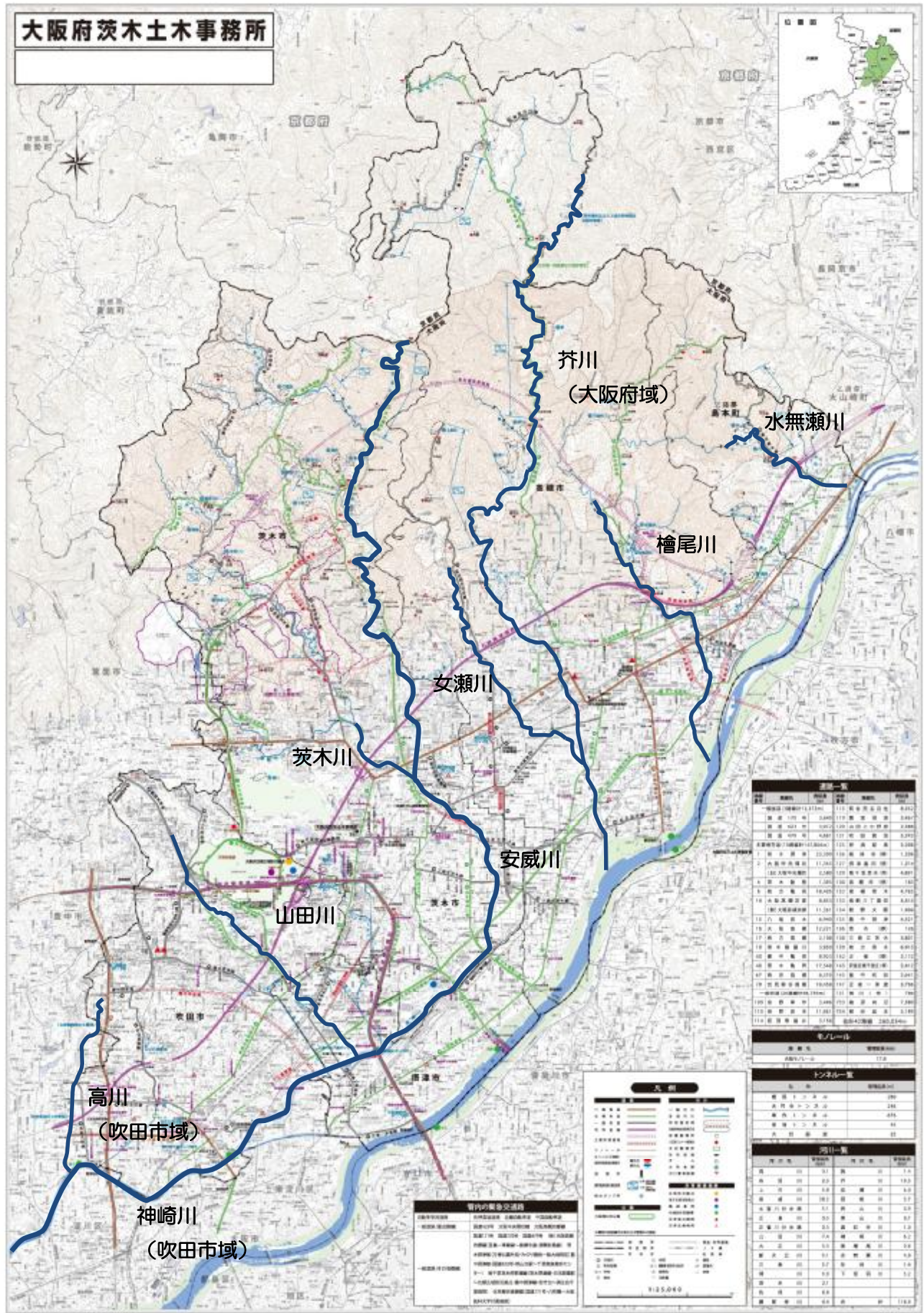
(国関係)

淀川河川事務所 地域防災調整官
大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官

(水防事務組合)

淀川右岸水防事務組合 総務課長

(別図)



「三島地域」の洪水予報河川、水位周知河川以外の府管理河川、土砂災害区域を含む。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱	
事項	
具体的な取組	主な取組内容

（1）円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年6月から神崎川、安威川、茨木川、山田川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川のホットラインを実施 ・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す
土砂災害警戒情報の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームページの更新を実施する。
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年6月から土砂災害警戒区域等に指定されている吹田市、高槻市、茨木市、島本町とホットラインを実施
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【広域】	<p>【多機関連携型タイムラインの作成】 広域（複数の市町に跨る流域）の多機関連携型タイムラインの検討、作成を行う。</p> <p>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 ・作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等を実施し、で運用し、関係機関と連携した訓練を通して、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じ避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討するや改定を行う仕組みを構築する。</p>
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【市域・町域】	<p>【避難勧告型タイムラインの作成】 ・2017年6月に府、市町の行政間で構築した神崎川、安威川、茨木川、山田川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川のタイムラインを作成済み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す <p>【多機関連携型タイムラインの作成】 ・多機関連携型タイムラインの検討、作成を行う。</p> <p>【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 ・作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等を実施し、で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じ避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する行う仕組みを構築する。</p>

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱	
事項	主な取組内容
具体的な取組	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 ・ <u>地域（コミュニティ）コミュニティ単位</u> でのタイムラインの検討、作成を行う。
	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 ・ <u>作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害やコミュニティタイムラインに基づき避難訓練等を検討し、実施するで運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムライン見直しな祖を行う仕組みを構築する。</u>
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【市域・町域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 ・土砂災害警戒区域等に指定されている吹田市、高槻市、茨木市、島本町においてタイムライン作成済み。
	【多機関連携型タイムラインの作成】 ・多機関連携型タイムラインの作成、検討を行う。
	【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 ・ <u>作成した土砂災害対応タイムラインも活用したを実災害や避難訓練等を実施して運用し、必要に応じて避難勧告の発令基準や明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。検討する。</u>
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 ・ <u>土砂災害警戒区域等に含まれている地域（コミュニティ）コミュニティ</u> 単位でのタイムラインの検討、作成を行う。
	【タイムラインの活用】 ・ <u>作成した地域（コミュニティ）単位のコミュニティタイムラインを実災害やに基づき避難訓練等を検討して運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。実施する。</u>
水害危険性の周知促進	【水位周知河川の拡大】 ・水位周知河川の拡大について検討する。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱	
事項	主な取組内容
具体的な取組	
ICTを活用した洪水情報の提供 危険レベルの統一化等による災害 情報の充実と整理 土砂災害警戒情報を補足する情 報の提供 避難計画作成の支援ツールの充 実	【情報提供の拡大】 ・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川の拡大 ・防災情報メールの情報提供内容の充実 ・スマートフォン版のサイト作成（洪水情報、土砂災害情報） ・2021年度までに水位、雨量情報のリアルタイム化（水防災情報システムの更新） ・きめ細やかな土砂災害情報の提供（土砂災害情報システムの更新） ・ <u>防災情報の用語や表現内容の見直し（国・気象台）</u> ・ <u>想定最大規模降雨の浸水想定区域図を地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）に反映</u>
防災施設の機能に関する情報提 供の充実	<u>ダムや堤防等の施設について、その効果や機能等を住民等への周知を実施。</u>
隣接市町村における避難場所の 設定（広域避難体制の構築）等	・災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う。
要配慮者利用施設における避難 計画の作成及び避難訓練の実施 （水害、土砂災害）	【避難確保計画の策定】 ・地域防災計画への位置づけ。 ・地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設に対して、2021年度までの避難確保計画策定と訓練実施への周知や支援、進捗管理を行う。
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	
想定最大規模の洪水に係る浸水 想定区域図等の作成と周知	・2020年度までに神崎川、安威川、茨木川、山田川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川で想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う。 ・その他河川についても、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成と併せて、本府独自で公表する洪水リスク表示図の更新、公表を行う。
基礎調査の実施と公表と土砂災 害警戒区域、土砂災害特別警戒 区域の指定	・基礎調査1巡目が完了し、2017年度より2巡目の調査に着手、前回からの地形変化について調査を実施し、変化が認められれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う。 ・調査は概ね5年に1度実施する。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱	
事項	
具体的な取組	主な取組内容
水害ハザードマップの作成、周知、活用	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図（当面は神崎川、安威川、茨木川、山田川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川）が作成された場合は、市町において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。 ・各市町の浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討したうえで実施。 <p>【土砂災害ハザードマップの作成と周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定された場合、その区域にある市町において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知</u> ・<u>土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知</u> ・<u>市町は土砂災害実績をハザードマップに反映させる</u> ・<u>市町において、土砂災害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施</u>
浸水実績等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町において速やかに住民等に周知。
水害の記録の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の水害の記録（アーカイブ）を整理し、ホームページ等で公表
<u>災害リスクの現地表示</u>	<p><u>まるとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を検討</u></p>
防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化 ・<u>市町地域防災計画に定めた学校に対して、避難確保計画の作成、避難訓練を通じた防災教育の実施</u> ・出前講座などによる防災教育の推進

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱	
事項	主な取組内容
具体的な取組	
<p>共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整 ・防災部局から要配慮者利用施設関係部局へ当協議会等に関する情報共有を実施 ・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の推進するとともに、具体的な取組事例を共有 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援
<p>住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有
<p>危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等を活用し、危機管理型水位計・カメラの設置について検討・調整し、順次整備を実施。 ・協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認。 【中小河川緊急治水対策プロジェクト対象事業】 危機管理型水位計設置河川：境川、箕川、西山川、東山川
<p>河川防災ステーションの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会において、芥川防災ステーションの活用実績を共有し、今後の防災ステーションの整備について意見交換を行う。 ・芥川防災ステーションにおける課題を整理し、その解決に向けた検討を行う。
<p>システムを活用した情報共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、市町の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成。
<p>地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、2020年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する。
<p>応急的な退避場所の確保</p>	<p><u>安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の応急的な避難先を確保する必要があるか検討</u></p>

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱	主な取組内容
事項	
具体的な取組	

（2）的確な水防活動のための取組 被害軽減の取組

①水防体制の強化に関する事項

重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・特に重要な水防区域、重要水防区域について協議会で確認 ・河川管理者と関係者による河川巡視点検の実施 ・水防資機材については、河川管理者、水防管理者で備蓄状況等を確認
水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する。
水防訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・淀川水防演習、水防事務組合による水防演習、市町の水防演習について、より実践的な訓練となるよう、訓練内容を検討する。
水防団間での連携、協力に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間の連携を図る。

②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市町への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施 ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討
市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける。 ・市町村庁舎の機能確保を実施する。

（3）氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等排水施設、排水資機材の運用方法の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成 ・排水作業の実施
浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町に提供 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供 ・市町が浸水被害軽減地区の指定を検討、実施 ・他事例の情報収集、共有

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱	
事項	主な取組内容
具体的な取組	
流域全体での取組	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ストック（調節池等）を活用した治水対策を推進する。 ・ため池の治水活用の推進

（4）河川管理施設の整備等に関する事項

河川管理施設の整備等に関する事項

堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画（今後30年）、中期計画（当面10年）に基づき、順次河川整備を推進する。 ・土砂災害発生危険度及び災害発生時の影響度により対策箇所の重点化を図り整備を進める。 <p>【中小河川緊急治水対策プロジェクト対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防施設の整備：二釜南 ・河川特性マップの周知及び共有 ・河川特性マップをふまえた河川施設の維持管理（施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等）の実施内容について協議会で共有
<p>本川と支川の合流部等の対策</p> <p>多数の家屋や重要施設等の保全対策</p> <p>流木や土砂の影響への対策</p> <p>土砂・洪水氾濫への対策</p> <p>避難路、避難場所の安全対策の強化</p>	<p>【2018年の緊急点検 河川砂防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防強化対策等を整備（芥川） ・樹木、堆積土砂等の撤去（茨木土木管内 6河川） ・土砂、流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備（二釜南） ・人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地、河道断面の拡大等の整備 ・円滑な避難を確保する砂防堰堤の整備
決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・現行整備内容（余裕高部、パラペット、天端部の補強等）を協議会で共有 ・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討し実施する。
重要インフラの機能確保	<p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成 ・浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設管理者に対して浸水被害の防止軽減策の支援
樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水リスクの高い地域において、水門等の自動化・遠隔操作可を優先的に整備する対象施設を抽出する。
施設管理の高度化の検討	<p>【施設管理におけるドローンの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（案）

具体的な取組の柱	主な取組内容
事項	
具体的な取組	

（5）減災・防災に関する国の支援

減災・防災に関する国の支援

水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・交付対象事業の周知
適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク表示図の公表を実施。 ・関係機関（市町村開発窓口へのリスク図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）への水害リスクの周知 ・開発申請者などへのリスクの周知
災害時及び災害復旧に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業にかかる市町村支援として研修やマニュアルの充実を図る。 ・大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新。
災害情報の地方公共団体との共有体制強化	統合災害情報システム（Dimaps）の利用促進に向けた国との調整。
補助制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市町は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する。

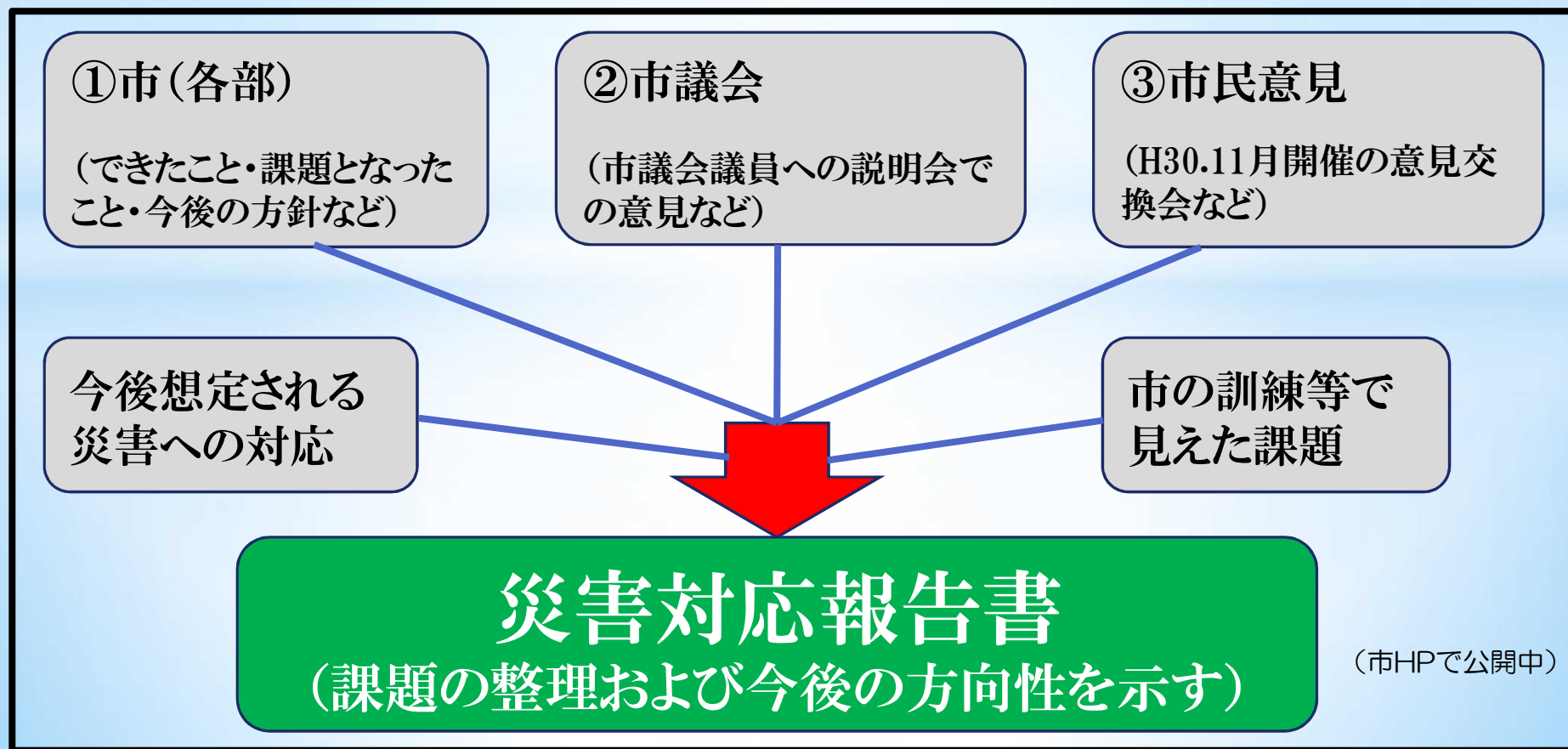
資料5

市町の防災・減災に関する取組について

■作成目的

市、市議会、市民からの意見を踏まえ、課題の整理を行い、今後の方向性について検討するため

■作成方法



■内容

1 大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、台風21号、台風24号における吹田市の自然災害の概要

2 検討する課題の抽出

- | | |
|------------------|--------------|
| ①災害対策本部の組織・運営 | ②情報の収集および集約 |
| ③情報の発信および伝達 | ④避難所の設置・運営 |
| ⑤特別な配慮が必要な人への対応 | ⑥物資等の輸送、供給対策 |
| ⑦被害認定調査、罹災証明書の発行 | ⑧ボランティアとの協議 |

3 課題整理と今後の対策の方向性

4 **防災力向上にむけて**

- ・地域防災計画等の修正
- ・効果的な防災訓練の実施
- ・情報発信・情報伝達
- ・避難所・自主避難所
- ・特別な配慮が必要な方への対応
- ・各種団体、ボランティアとの連携強化

高槻市全域大防災訓練の実施について

訓練目的

大阪府北部地震や豪雨、台風による自然災害を通じて得た教訓を生かし、市民一人ひとりが自助・共助の意識を更に高めるため、また、市災害対策本部各対策部の災害対応力の強化を図るとともに、防災関係機関との連携強化を目的に実施。

主催 高槻市

共催 コミュニティ市民会議

実施日時 平成31年2月10日(日) 午前10時～12時

訓練想定 大阪府北部を震源とする最大震度7の直下型地震

主な訓練内容

平成30年度の災害を踏まえ、初動体制から3日後までのタイムラインに沿った実動訓練を各対策部・防災関係機関と実施。また129箇所の避難所を開設し市民避難訓練を実施、このうち40箇所では、市民が主体となった避難所運営訓練を重点的に実施。この他、災害対策本部図上訓練や救護所開設訓練、災害ボランティアセンター設置・運営訓練などを実施。

参加人数・参加機関 14,412人 63機関



高槻市全域
「みんなでつなごう
地域と防災の輪」
大防災訓練
～大阪府北部地震を教訓に～
平成31年2月10日(日)

時間 午前10時～12時頃
場所 各避難所・緊急避難場所
高槻市役所総合センターほか

くわしくは裏面または高槻市ホームページ
<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>
ケーブルテレビのJ-COMで訓練の様様を生中継(9時45分から12時00分)



給水訓練(給水タンク組立)



避難所環境整備訓練(段ボールベッド組立)



情報伝達・収集訓練

大阪市の取組状況(水害教育の実施)

取組機関名	大阪市
具体的取組	防災教育や防災知識の普及に関する事項
主な内容	小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施

○ 日時・場所・取組内容

- ①平成31年1月15日(火) 9:40~10:25
場所: 大阪市立北津守小学校(大阪市西成区北津守3) 対象: 小学5年生
- ②平成31年1月24日(木) 10:45~11:30
場所: 大阪市立長橋小学校(大阪市西成区長橋2) 対象: 小学3年生
- ③平成31年2月1日(金) 14:25~15:15
場所: 大阪市立鶴見橋中学校(大阪市西成区長橋3) 対象: 中学2年生
- ※平成31年2月10日(土) 11:30~12:00
場所: 大阪市立八幡屋小学校(大阪市港区八幡屋3) 対象: 地元町会

○ 取組内容:

平成30年7月豪雨に代表されるように、河川氾濫等の水害に対して適切に避難行動をとることが重要視されています。学校においては、授業形式で水害や避難に関する知識を習得し、さらには水害が発生した際の浸水想定の高さ、水害リスクを実感することを目的に、普段から使っている学校施設にテープの貼り付けを行いました。

また、河川氾濫の浸水想定区域外ではありますが、地域の取組としても1か所において浸水想定の高さの表示を行いました。

○ 取組時の様子



授業風景

まずは水害や避難に関するお勉強をしました。



屋外での浸水深表示

市長も一緒に浸水深の表示を行いました。



屋内での浸水深表示

避難所である体育館も水害時は浸水することを実感してもらいました。

○ 参加者の声

- こんな高さまで水に浸かると思っていなかった。
- テープを貼ると意外と深く感じて、災害の恐ろしさを改めてわかった。
- 水害時は体育館に避難してはいけないと実感した。家族に伝えたい。
- 浸水の高さを知らない友達に教えて、一緒に避難したい。

《市長コメント》

- 今回の体験で終わるのではなく、家族、友達にも伝えてみんなで避難してほしい。